

地域包括支援センター事業を委託する法人の選定について

平成21年度以降の京都市深草・中部地域包括支援センターの運営を委託する法人の募集を行った（平成20年11月25日付け）。これに対し4件の応募があり、全てが応募資格を満たすことから、委託法人候補の選定対象とすることとし、平成20年度第2回京都市民長寿すこやかプラン推進協議会（京都市地域包括支援センター運営協議会）において承認された手続に従い、平成20年度第3回京都市民長寿すこやかプラン推進協議会（京都市地域包括支援センター運営協議会）において協議を行うものである。

1 委託法人候補の選定方法

応募資格（別紙1）の全ての要件を満たすことを前提に、地域包括支援センター選定基準（別紙2）によって、最上位のものを選定する。

2 委託法人候補の選定案

応募4件についての審査結果

A	149点
B	138点
C	118点
D	115点

3 今後の予定

- 2月 下旬 京都市において委託法人を決定
応募申請者への文書通知, 市長寿福祉課ホームページで公表
- 4月 1日 委託契約締結

応募資格

次の全ての要件を満たすことを必要とする。

- (1) 京都市内において主たる事務所を有すること。
- (2) 営利法人を除く社会福祉法人、医療法人、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人等の法人格を有すること。
- (3) 介護保険法第 115 条の 20 第 2 項の規定（※ 1）に該当しないものであること
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（※ 2）に該当しないものであること。
- (5) 別に示す人員配置（※ 3）、設備等の要件（※ 4）を満たすこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税、地方税を滞納していないこと。
- (7) 法人又はその代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（又はその構成員）その他集团的又は常習的に暴力的不法行為その他の違反行為を行うおそれがある者（及びそれらの利益となる活動を行う者）でないこと。

※ 1 介護保険法第 115 条の 20 第 2 項の規定

（指定介護予防支援事業者の指定）

第百十五條の二十 第五十八條第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五條の三十九第一項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十八條第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五條の二十二第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。

三 申請者が、第百十五條の二十二第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な介護予防支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、第百十五條の二十六の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。

六 申請者が、第百十五條の二十六の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五條の二十三の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

- 七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 八 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ロ 第四号又は前号に該当する者
- ハ 第十五条の二十六の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日以前六十日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
- ニ 第六号に規定する期間内に第十五条の二十三の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において同号の通知の日以前六十日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
- 三 市町村長は、第五十八条第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない

※2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定

（一般競争入札の参加者の資格）

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

※3 人員配置（職員の職種等）

次に掲げる資格を有する又はこれらに準ずる職員を各1名、地域包括支援センター業務専任で常勤配置すること。又、委託事業を統括する管理責任者として、センター長を置くこと。センター長は、指定介護予防支援事業所の管理者又は同一敷地内の他の事業部門の常勤職員とする。

資格	左記の資格に準ずる者の条件
保健師	地域ケア，地域保健等に関する経験のある看護師。なお，准看護師は含まない。
社会福祉士	福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上，若しくは，介護支援専門員の業務経験が3年以上あり，かつ高齢者の保健又は福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者
主任介護支援専門員	ケアマネジメントリーダー研修を修了し，介護支援専門員としての実務経験を有し，かつ，介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

※4 設備等の要件

- (1) 配置職員数に応じた執務室を確保すること。(概ね12㎡以上)
 なお，地域包括支援センター専用の執務室を確保することが困難な場合で，やむを得ず他の事業所と執務室が同一になる場合は，遮へい物により執務室を隔てること。(遮へい物の高さは概ね150cm)
- (2) 相談室，会議室を設けること。(地域包括支援センター専用でなくても可)
 専用電話，FAX，パソコン(最低1台は配備すること)を設置すること。
- (3) 建物の周辺，入口も含めて，高齢者に配慮した建物・設備であること。
- (4) 地域包括支援センターを2階以上に設置する場合は，エレベーターを有する建物であること。(相談スペースを1階に設ける場合はなくても可)
- (5) 地域包括支援センターの看板を設置すること。
- (6) 事務連絡用メールアドレスを取得すること。地域包括支援センター専用が望ましいが困難な場合は法人等のメールアドレスでも可。(この場合地域包括支援センターに迅速な情報伝達が可能な状態にすること)
- (7) 休日夜間の緊急時等における連絡受付体制を確保すること。

審査項目			審査視点
大項目	中項目	小項目	
法人の基本理念等	基本理念		包括支援センターに求められる機能を実現する方向性に沿ったものか
	運営実績	施設運営実績等	地域包括支援センターの運営実績はあるか
			その他の社会福祉施設等の運営実績があるか
	財務状況	財政基盤	過去2年間の単年度又は累積での資金赤字が生じていないか
基本財産のほか年間事業費総額(事業活動支出)の6分の1(約16.7%)以上の現金・預金を保有しているか			
償還財源を安定的に確保しているか			
経費の執行を複数で管理するなど、適正な執行体制をとっているか			
地域包括支援センター事業計画	受託希望理由	受託意欲	継続的に受託できる事業実施への積極性を有しているか
	運営方針		制度趣旨を十分に理解した内容となっているか
	設置計画	設置場所	担当区域内に設置し、かつ地域住民にとって利用しやすい場所に設置することとしているか
		執務スペースの確保	3職種が適切に業務を遂行できるスペースの確保を計画しているか(標準概ね12㎡)
		相談スペースの確保	利用者のための相談スペースの確保を計画しているか
	職員の確保	職員の確保の状況	保健師等を確保しているか
			社会福祉士を確保しているか
			主任介護支援専門員を確保しているか
		職員の業務経験等	保健師等予定者は円滑に業務を実施できるだけの業務経験、資格(保健師又は看護師以外に介護支援専門員)を有するか
	社会福祉士予定者は業務を円滑に実施できるだけの業務経験、資格(社会福祉士以外に介護支援専門員)を有するか		
	主任介護支援専門員予定者は業務を円滑に実施できるだけの業務経験、資格を有するか		
	職員の資質向上に関する取組	職員研修の実施計画	職員研修等職員の資質向上に資する取組を検討しているか、また妥当であるか
	公正・中立・独立性の高い事業運営の確保	事業運営の公正・中立性	公正・中立な運営に向けた方策や考え方があるか
		事業運営の独立性	他のサービスと明確に区分した検討内容となっているか
	包括的支援事業の実施計画	計画内容	総合相談・支援業務について実施できる内容であるか
介護予防ケアマネジメント業務について実施できる内容であるか			
権利擁護業務について実施できる内容であるか			
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について実施できる内容であるか			
	3職種の連携・サポート体制	3職種の連携やサポート体制を検討しているか	
緊急時の連絡体制(休日・夜間)		休日・夜間の職員の連絡体制を確保しているか	
地域・関係機関等との連携		地域におけるネットワークの必要性を認識しネットワーク構築のための活動を実施しようとしているか	